

令和 6 年第 1 回えびの市公共工事  
入札・契約監視委員会 会議録概要

令和 6 年 1 月 17 日(水) 午後 2 時 開会  
ひまわり荘 中会議室 尾鈴

調査及び審議事項

① 公共工事の入札及び契約手続きの運用状況に関すること

市： 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに、予定価格が130万円を超える工事の入札・契約状況は次の通り。

- |          |    |     |      |              |
|----------|----|-----|------|--------------|
| ・ 一般競争入札 | 件数 | 1件  | 契約金額 | 18,370,000円  |
| ・ 指名競争入札 | 件数 | 52件 | 契約金額 | 636,552,237円 |
| ・ 随意契約   | 件数 | 5件  | 契約金額 | 4,400,000円   |

調査及び審議事項

② 公共工事のうち談合情報が寄せられたものについて、市の対応状況に関すること

市： 談合情報が寄せられた工事はなかった。

えびの市内の建設業者の現状について説明

審議事項③に入る前に、えびの市内の土木工事業者について、A～Cクラスの従業員数、名簿登載業種、主な請負状況等について説明

調査及び審議事項

③ 抽出された公共工事に係る入札参加資格の設定、入札参加者の指名、随意契約の理由等に関すること

委員： ・抽出にあたっては、特定の入札契約方式に偏ることなく、一般競争、指名競争、随契のそれぞれから選定することとした。  
・特定の発注課に偏らずに、出来る限り多くの担当課の事案を抽出することとした。  
・高い落札率の事案を抽出することとした。

事案1 令和5年度 えびの市文化センター車いす用階段昇降機設置工事

委員： [抽出理由]

- ・一般競争入札であるが、県外業者1者のみの応札となった理由は、本発注工事の難易度に関連しているか。
- ・県内・市内には応札可能な業者はいるのか。
- ・応札業者は、これまでにえびの市発注工事には実績は有しているか。

- |         |  |
|---------|--|
| ・ 工事概要  | 既存車いす用階段昇降機撤去、車いす用階段昇降機設置(車いす使用者1名)、手摺設置(9.5m) |
| ・ 工事ランク | 階段昇降機設置工事                                      |

- ・ 入札参加資格があると認めた業者数（申込業者数） 1 者
- ・ 入札参加資格がないと認めた業者数とその理由 なし
- ・ 予定価格（消費税込） 18,642,800 円
- ・ 契約額（消費税込） 18,370,000 円
- ・ 落札率 98.54%

市： 本工事の入札方法については、条件付き一般競争入札を採用した。条件の主な事項は①機械器具設置に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受け、かつ、えびの市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。②過去に、車いす用階段昇降機に係る工事の契約を元請として締結し、履行した実績を有する者であることの2つを条件とした。

一般競争入札にも関わらず県外業者1者のみの応札となった理由は、条件②にある過去に、同種の工事契約を締結し、履行した実績を有する者であることを多くの事業者がクリアできなかったのではないかと推察している。

本発注工事の難易度は、本工事には、更新する昇降機の稼働軸を既存の階段にアンカーを正確に打込む工程があり、この作業が事業者にとっては技術的難度を感じたのではないかと推察している。

一つ目の条件に該当する業者は県内7者、県外54者の計61者あり、応札業者はこれまでにえびの市の発注工事に実績はない。

委員： 県内7者の応札がなく、県外1者だけの応札だが、市独自の仕様や国の指示等はあるのか。

市： えびの市文化センターは、建築基準法に基づく特定建築物に該当するため、昇降機設備等についても設置義務、規定があり、開館当初から設置されており、今回は更新するという工事内容になる。

委員： この工事は、指名競争入札では出来ないため一般競争入札にしたものか。

市： 入札方法については、指名競争入札、条件付き一般競争入札、一般競争入札の3つ選択肢があるが、製品を製造するメーカーが国内で限られており、メーカー等とかわりのある業者が本市の入札参加資格者名簿には3者登録があるため、この3者で指名競争入札をするという選択肢もあったが、今回の工事が防衛省の補助事業を活用しているという事もあり、競争性を高めるという意味合いで一つ目の条件に該当する61者の競争性を期待し、条件付きの一般競争入札に踏み切ったものである。

委員： その件に関しては理解したが、えびの市の工事は全般的に入札金額が高止まりとなっており、その対策を何か検討しているのか。

市： 具体的に、効果的にこれが有効というのは難しいが、現在、新たな格付け等を検討しており、災害工事等の受注件数が増ければランクを上げる等で不調等がなくなり、競争が働くことで高止まりが何とかおさまっていくのではないかと考えている。

本来であれば最低制限価格を巡る競争を発注者としては期待しているが、結果として予定価格あたりの競争になっている。色々な要素があるとは思いますが、発注者側の論理で展開できないかと疑問はいつも思っている。

委員： 予定価格を事後公表から事前公表に切り替えたという事で、公表の仕方もメリット、デメリットがあるが事前公表になれば、高止まりする傾向になる。何かこれと言った解決策は無いのだろうか。

## 事案2 令和5年度真幸小学校2号棟トイレ改修工事 設備工事

委員： [抽出理由]

・同建築工事では、落札率が92%であるのに対し、設備工事では落札率がほぼ100%になっている理由は何か。

・3者の指名になっているが応札可能な業者が少ないのか。

・ 工事概要 洋便器新設8ヶ所、洋便器仮撤去再取付10ヶ所、小便器新設8カ所、洗面器新設5カ所、給水管・排水管取替、照明器具新設52ヶ所等の改修工事を行う。

・ 工事ランク 管工事B

・ 指名業者数 3者 事業規模に応じた等級区分による指名

・ 入札辞退者 なし

・ 最低制限価格未満の入札 なし

・ 予定価格（消費税込） 16,839,900円

・ 落札額（消費税込） 16,808,000円

・ 落札率 99.81%

市： 本設備工事は、既存トイレ内の洋便器の新設、洋便器の仮撤去再取付、小便器の新設、洗面台の新設、給排水管の取替、照明器具の新設等を行う一般的な改修工事となっている。今回の設備工事の入札率がほぼ100%の応札になったのは、指名されたが、民間発注の工事を含め、既に受注している工事や今後受注を見込む工事において、自社にいる限られた技術者の配置を考慮した結果、積極的な受注に応じられないことから、ほぼ100%の入札率となったものと推察している。

また、3者指名の理由は、工事規模に応じた3者としたもの。

委員： 民間工事を受け、また、技術者も少ないため公共工事は応札出来ない。その結果として1者が辞退、2者が100%と99.81%の入札率と高い率になっているとの事で理解した。

### 事案3 令和5年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 西郷地区水路改修工事

委員： [抽出理由]

・入札5者の内3者が同額で100%かつ落札率も99.07%と高率になった理由は何か。

・ 工事概要 延長L=40.69m、土工N=1.0式、側溝工N=1.0式、仮設工N=1.0式

・ 工事ランク 土木A

・ 指名業者数 5者 事業規模に応じた等級区分による指名

・ 入札辞退者 1者

・ 最低制限価格未満の入札 なし

・ 予定価格（消費税込） 38,861,900円

・ 落札額（消費税込） 38,500,000円

・ 落札率 99.07%

市： 本工事は、大雨時に用排水路の通水が悪く、上流部の宅地が冠水する被害が出ているため、水路幅を広げ通水断面を確保するための水路改修工事である。

本工事現場までの農道が狭く、延長146mの仮設道路設置が含まれていること、水路沿いの工事となるため水替えの必要があり、作業効率の良い現場と比較すると敬遠されることから、積極的な入札がなされず、辞退や公表価格と同額の応札になり、入札率が高くなったものと推察している。

委員： これも高止まりの典型だが、受注してもらえない、辞退せざるを得ない状況なのか。100%で応札している業者は100%でないと受注しないと言う事か。

公共工事は税金による事業なので、出来るならもう少しという感じを受けているが、市の受け止め方はどうか。

市： 問題意識は市も持っている。公共工事は地場企業の育成であり、地域振興と言う側面もあるが、発注者側としては、出来るだけ効率的な予算執行をしたい。入札制度では格付けをしたうえでの指名競争入札や予定価格の事前公表があるが、一方で競争をさらに高めるという意味では格付けにこだわらず、一般競争入札を一部で試行し、どういう効果があるのか検証することも必要なことかもしれないなと思っている。どの工事をそれで適応していくのかという事も含めて、検討していきたい。

委員： 何度も言うが、事前公表にはメリット、デメリットがあり、業者間の競争が基本的に少なくなる。また、業者がこの工事に対してどれくらいお金がかかるのかといった見積もり能力も高められない。

#### 事案4 令和5年度 急傾斜地崩壊対策事業 亀沢地区急傾斜地崩壊防止工事

委員： [抽出理由]

・入札5者の内2者が辞退、2者が同額で100%の入札率かつ落札率も99.36%と高率となった理由は何か。

- ・ 工事概要 施工延長 L=90.0m、軽量法砕工 A=1,016 m<sup>2</sup>、排水構造物 L=88.5m
- ・ 工事ランク 土木A
- ・ 指名業者数 5者 事業規模に応じた等級区分による指名
- ・ 入札辞退者 2者
- ・ 最低制限価格未満の入札 なし
- ・ 予定価格（消費税込） 37,087,600円
- ・ 落札額（消費税込） 36,850,000円
- ・ 落札率 99.36%

市： 本工事は土砂災害特別警戒区域に指定された人家裏の斜面崩壊を防止する工事になる。このような入札の経緯になった理由は、人家の裏の作業という事もあり、作業スペースが限られているため大型の重機の使用が困難で作業効率が悪く、また、安全管理や雨天時の維持管理等に経費がかかり、作業効率の良い現場と比較すると敬遠されるものと考えられ、辞退や事前公表予定価格と同額の応札になり、入札率が高くなったものと推察している。

委員： 落札業者は事案2では辞退、事案3では100%で応札しているが、この案件に対しては受注意欲があったという事か。

市： 落札業者は、様々な業種をしており、従業員についてもそれぞれの専門職がいる。その専門職の空き具合の状況によると思うが、本工事については、現場代理人がいるため積極的な応札になったのではと推察している。

委員： 急傾斜地、斜面の工事面積により工期や難易度も関係してくる。この現場は条件が厳しいのか。工期も半年程だが条件的には大丈夫か。

市： 斜面を削りながら重機の足場を作り、法面を切って最後に固める工事であり、小型重機でないと作業が出来ず、効率が悪いいため好まれる工事ではない。工事面積は延長が約90m、高さが高いところで10mの斜面になっており、1,000 m<sup>2</sup>ほど法砕する工事になる。工期に関しては、7か月取っており、標準工期を満たしている。

#### 事案5 令和5年度 足湯の駅えびの高原2階等改修工事 機械設備工事

委員： [抽出理由]

・同建築工事では、応札4者中3者の入札率が92%であるのに対し、電気設備工事や本工事

では、3者中2者の入札率が100%になっている理由は何か。  
・3者しか指名されていないが、対応可能な業者が少ないのか。

- ・ 工事概要 足湯の駅えびの高原の2階部分の改修に係る給排水衛生設備工事及び空調設備工事一式
- ・ 工事ランク 管工事B
- ・ 指名業者数 3者 事業規模に応じた等級区分による指名
- ・ 入札辞退者 なし
- ・ 最低制限価格未満の入札 なし
- ・ 予定価格（消費税込） 36,514,500円
- ・ 落札額（消費税込） 36,410,000円
- ・ 落札率 99.71%

市： 本工事は、足湯の駅えびの高原の2階部分をリニューアルオープンするための改修工事であり、主に旧レストランの飲食スペースや厨房スペースを新たなカフェスペースおよびキッズスペースにするための改修となっている。  
機械設備工事は衛生器具工事、給排水工事、ガス工事、空調工事といった一般的な工種となっており、各指名業者内で管工事や電気工事に従事できる技術者数は少なく、補正予算による年度途中の発注となった本工事に対しては、既に官民の工事を受注している状況もあり、積極的な応札がなかった。また、えびの高原という土地柄もあり、工事進捗に大きな影響を及ぼす冬期における積雪や著しい気温低下も少なからず影響を与えたものではないかと推察している。

委員： 事案2でも管工事Bは3者だとの話があり、管工事Bが該当工事の場合は、1つ受注したら、当分受注できない状況になる。そのような状況では業者が交代で受注するしかない。談合ではと思ったが、自然に順番になっている。そうならざるを得ない。4つ以上工事発注したら不調になるのではないかと。これ以上業者が減り、工事が増えたら大変ではないかと。

市： 業者数に対して発注件数は、常に意識をしており、足湯の駅の工事についても、事案2で説明のあった真幸小学校の設備工事が終わるタイミングを見て発注しており、業者の受注状況や技術者の状況等を確認し、対応出来ない状況であれば、発注の時期を遅らせる等も行っている。  
仮に不調に終わった場合、上のランクがあれば、そのランクに発注するが、本市では管工事Bが1番上のランクになっているため、不調になれば市外業者を含めた指名替えを行い対処して入札を行っている。

委員： この工事は機械設備だけで、建築、電気とは分けて発注しているが、一括発注する方法により予算が安価になる等あったのではないかと、検討したうえでの分離発注なのか。

市： 一括発注により経費が安価になる部分はあると思うが、一括発注した場合、総事業費が1億円規模の工事になり、市内業者単独では対応出来ず、共同企業体を構成するか、市外業者に発注せざるを得ない。本市では市内業者の育成を掲げているため、市内に発注できる形態を模索し分離発注とした。

## 事案6 令和5年度 市道大河平上村線 道路災害復旧工事

委員： [抽出理由]  
・ 随意契約した経緯は何か。  
・ 受注業者の今期の指名競争入札での応札実績は100%の入札が2回、10回の辞退となっており、受注実績がなく、受注意欲が見受けられない。特別な理由があるのか。随意契約での受注の可能性はあると判断できたのか。

- ・ 工事概要 土留工 1 工区 L=20.0m、2 工区 L=9.0m、3 工区 L=10.0m、4 工区 L=16.0m  
崩土除去工 4 箇所
- ・ 随意契約の理由 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号  
(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)
- ・ 予定価格 (消費税込) 4,417,600 円
- ・ 落札額 (消費税込) 4,400,000 円
- ・ 落札率 99.60%

市： 本工事は、令和 5 年の台風 6 号により被災を受けた道路の復旧工事を行うものである。本路線は、河川沿いに道路があるため、被害の拡大を生じる可能性が高く、早急に着手する必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号、緊急の必要により競争入札に付することができないときに基づき執行したものである。

本路線は令和 4 年度にも数か所の被災を受け、令和 5 年度にかけて道路災害復旧工事を順次行っていた、随意契約の相手は、令和 4 年度に同一路線を受注した施工中の業者であり、同一路線および近接個所で工事中でもあるため、運搬費や準備費等の諸経費が必要なく、安価で早急な着工が可能である業者として選定したものである。

委員： 実態としては、やっとならうと請けてもらえたという事か。

市： 現場は河川沿いの 1 番奥で他から入ることが出来ない 1 本道である。契約業者は本路線で施工のため現場奥に重機を置いており、奥からも、手前からも施工が出来る。また、契約業者だけしか施工が出来ない状況となり、随意契約として請けてもらった。

委員長： 数年に渡り災害を繰り返している現状なのか。

市： 本路線は川内川の最上流域で令和 2 年に大きな災害があり、以来復旧工事を続けてきたが、4 年度にも被災し、その施工を令和 4、5 年の繰り越し事業で施工しており、令和 5 年度にも再度被災を受けたものである。

委員長： 災害復旧工事は、まだ残っているところもあるのか。

市： 本路線は、現在施工中であるが、3 月いっぱいの工期で終わる予定ではある。

市長へ報告する調査及び審議の結果、又は市長に対する意見等
------------------------------

特になし。